

国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第1条～第2条（省略）</p> <p>（運用の範囲）</p> <p>第3条 運用の範囲は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）が準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第47条に規定する業務上の余裕金とする。ただし、法第34条の3に規定する運用にあたっては、法第34条の3第2項に規定する業務上の余裕金とする。</p> <p>2 前項ただし書きに定める運用については、別に定める。</p> <p><u>3 第1項及び前項に定めるものを除き、産業競争力強化法第19条第1項の規定に基づき認定を受けた特定研究成果活用支援事業者に対する出資に当たっては、法第34条の3第2項に規定する業務上の余裕金の運用で得た利益のうち寄附金債務に計上したものと</u> <u>する。</u></p> <p>第4条～第19条（省略）</p> <p>（運用により発生した利益の使途）</p> <p>第20条 運用により発生した利益の使途は、役員会の議を経て学長が決定することとし、本学の教育研究の質の向上等に充てるものとする。</p> <p><u>2 前項に定める使途として、特定研究成果活用支援事業者への出資を行う場合にあつては、第16条に定める資金運用管理委員会の確認を受けた後、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定することとする。</u></p> <p>第21条～第22条（省略）</p>	<p>第1条～第2条（省略）</p> <p>（運用の範囲）</p> <p>第3条 運用の範囲は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）が準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第47条に規定する業務上の余裕金とする。ただし、法第34条の3に規定する運用にあたっては、法第34条の3第2項に規定する業務上の余裕金とする。</p> <p>2 前項ただし書きに定める運用については、別に定める。</p> <p>（削る）</p> <p>第4条～第19条（省略）</p> <p>（運用により発生した利益の使途）</p> <p>第20条 運用により発生した利益の使途は、役員会の議を経て学長が決定することとし、本学の教育研究の質の向上等に充てるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>第21条～第22条（省略）</p>	<p>文科科学省から提示された所定の記載内容を定めた国立大学法人東京農工大学における出資に関する規程の新規制定に伴う改正</p>

附 則（令和5年6月22日経規程第32号）

この規程は、令和5年6月22日から施行する。